

## 企業会計決算審査特別委員会審査結果報告書

令和5年第5回美幌町議会定例会において付託された事件について、審査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

令和5年11月6日

美幌町議会 企業会計決算審査特別委員会  
委員長 伊藤伸司

美幌町議会議長 戸澤義典様

### 記

#### 1 事件名

認定第7号 令和4年度美幌町水道事業会計決算認定について  
認定第8号 令和4年度美幌町病院事業会計決算認定について

#### 2 審査の経過

令和5年9月15日、9月26日、10月16日、11月6日

#### 3 審査の結果

関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、水道事業会計及び病院事業会計ともに適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付すこととした。

#### 審査意見

##### (1) 水道事業会計について

給水人口の減少による家庭用使用水量の減少に加え、節水型家電の普及や節水意識の向上などにより、給水収益は前年度比2.52%の減収となったが、経費の削減等による支出の抑制に努められ、概ね健全な経営状況が保たれており関係者の努力を評価したい。

また、老朽管更新等の成果が徐々に表れてきた有収率については、令和3年

度の 86.1%から 1.4 ポイント減少し、84.7%となっているが、減少の主な要因は、大規模な漏水と判明しているところである。

直営での目視による現地漏水調査の実施、中央監視装置による監視等により漏水の早期発見に努めているところであるが、今後においても漏水の早期発見に努め、有収率向上対策を講じられたい。

職員の有給休暇等の取得日数は、健康増進休暇を含め 1 人平均 9.3 日となっており、令和 3 年度より 5.4 日の減少となっている。職員の中途退職や法適用化に係る事務の増などが要因であるが、職員の心身のリフレッシュを図る上からも休暇を取得しやすい職場環境の構築を図られたい。

平成 30 年 3 月、令和 9 年度までを計画期間とした「美幌町水道事業経営戦略」と「美幌町水道事業ビジョン」から構成される「美幌町水道事業基本計画」を策定し、計画的な事業実施と水道事業経営の健全性の確保に努められているが、現在の社会情勢から、今後も物価高騰等による経営への影響は大きいものと推察される。

P D C A サイクルによる事業の見直し・改善を継続するとともに、状況によっては、次期「美幌町水道事業基本計画」の策定を前倒しにするなど、経営状況の見通しの把握について一層努められたい。

今後も「安心・安定・安価な水の供給」という使命の継続に努力されたい。

## (2) 病院事業会計について

令和 4 年度の経営状況をみると、収益においては外来収益の増、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制支援補助金や感染病床確保促進補助金などにより、事業収益全体では前年度比 56,418 千円 (2.7%) の増となっている。

また、費用においては、医師や医療技術員をはじめとした職員の増員に伴う給与費や材料費が増となったが、減価償却費の減などにより、事業費全体では前年度比 9,448 千円 (0.5%) の増となっている。

これら収支の結果、当年度純利益 77,096 千円 (前年度純利益 30,126 千円) と 2 年連続で純利益が計上となったことは、大いに評価したい。

一方、令和 4 年度における外来患者数は延べ 70,964 人で前年度比 3,923 人増加しているものの、入院患者数は延べ 21,397 人で前年度比 1,794 人の減少となっており、病床全体の利用率は 59.2%と前年度より 4.9 ポイント減少している。新型コロナウイルス感染症の影響や、入院日数が比較的短くなっていることが要因であることは十分理解するが、収益増加の観点からも病床利用率向上について努力されたい。

職員における有給休暇の平均取得日数は 10.55 日で医師においては 6.06 日、健康増進休暇の平均取得日数は 2.22 日で医師においては 0.60 日となつて

おり、全体的に休暇の取得日数が少ないが、特に医師の休暇の取得日数が少ない状況となっている。

今後も非常勤医師を含めた医師確保に努められ、医師の休暇取得率向上を図るとともに、令和6年4月から施行される「医師の働き方改革」のルールを遵守し、心と体の健康確保に努められたい。

研究研修費の執行率は63.3%と令和3年度より44.8%増加している。今後も高度化・専門化する医療に対応するため、研修の受講や資格取得支援などの取組を進め、院内における人材育成を積極的に推進されたい。

最初に新型コロナウイルス感染症患者受入等の対応を行ってからこれまでの間、病院機能を継続させてきたことは、医療提供に対する誠実さ勤勉さを体現するものであり、医師、医療スタッフその他の病院事業運営に関わる職員全てに心から敬意と感謝を申し上げる。

今後においても、引き続き経営の健全性及び安定性を確保しつつ、町民の生命と健康を守るため、常に医療の質の向上に努め、地域医療として責任と思いやりをもって、医療の提供に努められたい。

#### 4 少数意見の留保

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。